

図書館へ 行こう

—暮らしのなかに図書館を—

開館時間 10:00～18:00
 ■愛知川図書館 (☎0749-42-4114 FAX0749-42-8484)
 休館日 月・火・祝日・月末水曜日
 ■秦荘図書館 (☎0749-37-4345 FAX0749-37-4309)
 休館日 木・金・祝日・第1水曜日
 ホームページアドレス
<https://www.town.aisho.shiga.jp/toshokan/index.html>

愛荘町は読書のまち

まちじゅう読書をすすめましょう！

小中学生に
図書カードをお送りします。

愛荘町では、物価高騰対策およびこども読書の推進をめざして、愛荘町の小中学生に1000円分の図書カードをお送りします。対象は令和7年9月1日現在、愛荘町に住所がある小中学生です。10月下旬から11月上旬にかけて、特定記録郵便でお送りします。読書や学習にぜひ役立ててください。

愛荘町町制施行20周年記念・
図書館フェスティバルを
開催します!!

11月の期間中、町立図書館では下記のイベントを予定しております。詳細はホームページ等でお知らせしますので、ぜひご来館ください。
 ・マガジンリサイクル
 ・映画会 ・講演会 など（予定）

現在、図書館・びんてまりの館は長寿命化改修工事のため、一部区画への立ち入りを制限させていただいております。大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

図書館からのお知らせ

おひざでだっこのおはなしかい

日時 11月4日(火) 10:15～10:45
 場所 秦荘図書館
 対象 2歳くらいまでのお子さんご家族

くまさんといっしょのえほんのじかん

日時 11月8日(土) 10:30～11:00
 場所 秦荘図書館
 対象 3歳くらいのお子さんご家族

おひざでだっこのおはなしかい

日時 11月9日(日) 11:00～11:30
 場所 愛知川図書館
 対象 2歳くらいまでのお子さんご家族

古文書をよむ会

日時 11月7日(金) 14:00～15:00
 11月16日(日) 10:30～11:30
 場所 愛知川図書館
 対象 どなたでも参加いただけます

あたまいきいき音読教室

日時 11月18日(火) 1回目 10:30～11:15
 2回目 13:30～14:15
 場所 秦荘図書館
 対象 どなたでも参加いただけます

おはなしかい

日時 11月22日(土) 14:30～15:00
 場所 愛知川図書館
 対象 3歳くらいのお子さんご家族

愛荘町は読書のまち「愛荘町まちじゅう読書の宣言」

ぶんか

情報発信中

受講生募集!!

はじめての方
のための

びん細工手まり講習会

日時 令和8年3月14日(土)、21日(土)、28日(土)
 いずれも午前10時15分から午後5時まで
 (昼休憩1時間)
 対象 町内にお住まいで、はじめてびん細工手まり
 を作る方

場所 びんてまりの館（創作交流室）
 内容 直径15センチメートルのびんを使ったびん
 細工手まりを1個作ります
 定員 10名（要申込・先着順）
 講師 愛知川びん細工手まり保存会
 受講料 7,000円
 〓 愛知川図書館カウンターか☎0749-42-4114まで

おしえて

20歳になったら
国民年金

ねんきん

国民年金第1号被保険者で平成31年(2019年)2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年（2019年）4月から始まりました。

1. 国民年金保険料が免除される期間

- * 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- * 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- * 免除対象期間【色の付いた部分が免除期間】

	3 か月前	2 か月前	1 か月前	1 か月後	2 か月後	3 か月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

2. 届出方法

- * 出産予定日の6か月前から届出可能です。なお、出産後も届出が可能です。
 - * 住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届書を提出してください。
 ※郵送でもお手続きが可能です。
 - * 手続きには母子健康手帳など※1が必要です。（出産後は、市区町村で確認できる場合は不要です※2）
 ※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
 ※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。
- 〓 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112 / 住民課 ☎0749-42-7692

男 女 共 同 参 画

—できることから始めよう!! 男女に築く 愛のまち—

11月は 「仕事と生活の 調和推進月間」 です!

「仕事と生活の調和」すなわち「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事や家庭生活、地域活動など、様々な活動を自分が希望するバランスで行うことができる状態のことです。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働き方改革などの社会全体の動きだけではなく、自分自身の働き方について見直すきっかけにもなります。仕事と生活の両方を充実させるには、どのような働き方が最適かを考え、できることから取り組んでみませんか。 〓 みらい創生課 ☎0749-29-9046